

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

告示

- 宅地建物取引業法による行政処分(二件)……………(一)
- ………(都市整備局住宅政策推進部不動産課)……………
- 建築基準法による道路位置の指定(二件)……………
- ………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………
- ………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………
- ………(同)……………
- 都道の区域変更(二件)……………
- ………(建設局道路管理部路政課)……………
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………
- ………(建設局道路管理部監察指導課)……………
- 消防相互応援協定の一部改正……………
- ………(同)……………
- 東京都指定排水設備工事事業者の変更届出……………
- ………(下水道局)……………
- 東京都指定排水設備工事事業者の指定……………
- ………(同)……………

告示

●東京都告示第千四百五十五号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十五条第二項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年十月三日

東京都知事 石原 慎太郎

一 被処分者

(一) 商号 株式会社アイベックス

(二) 代表者氏名 代表取締役 佐藤 湖友

(三) 主たる事務 目黒区中目黒一丁目一番七十一号ニ 所の所在地 ールセンビル五階

(四) 免許証番号 東京都知事(1)第九〇〇六二号

(五) 免許年月日 平成二十年十二月二十六日

二 処分年月日 平成二十四年九月二十五日

三 処分内容 業務の全部の停止二十日(平成二十四年十月九日から同月三十日まで)

四 適用条項 宅地建物取引業法第四十一条の二第一項及び第六十五条第二項第二号

●東京都告示第千四百五十六号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十五条第二項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年十月三日

東京都知事 石原 慎太郎

一 被処分者

(一) 商号 株式会社伸明ハウジング

(二) 代表者氏名 代表取締役 山崎 伸

(三) 主たる事務 足立区栗原三丁目二十一番十一号 所の所在地

(四) 免許証番号 東京都知事(4)第七二九三三号

(五) 免許年月日 平成二十年七月五日

二 処分年月日 平成二十四年九月二十五日

三 処分内容 業務の全部の停止十日(平成二十四年十月九日から同月十八日まで)

四 適用条項 宅地建物取引業法第三十五条第一項、第三十七条第二項及び第六十五条第二項第二号

●東京都告示第千四百五十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年十月三日

東京都多摩建築指導事務所長 山崎 弘人

指定に係る道路の種類 指定年月日 指定に係る道路の種類 指定の位置

平成二十四年九月十一日 狛江市西野川 延長

法第四十二条第一項第五号 年九月十一日 三丁目八百五十五番二十六

の規定による 日 並びに八百五十六番六、同番十四、同番二十一及び同番二十二の各

幅員 四・五〇

幅員 五・〇〇

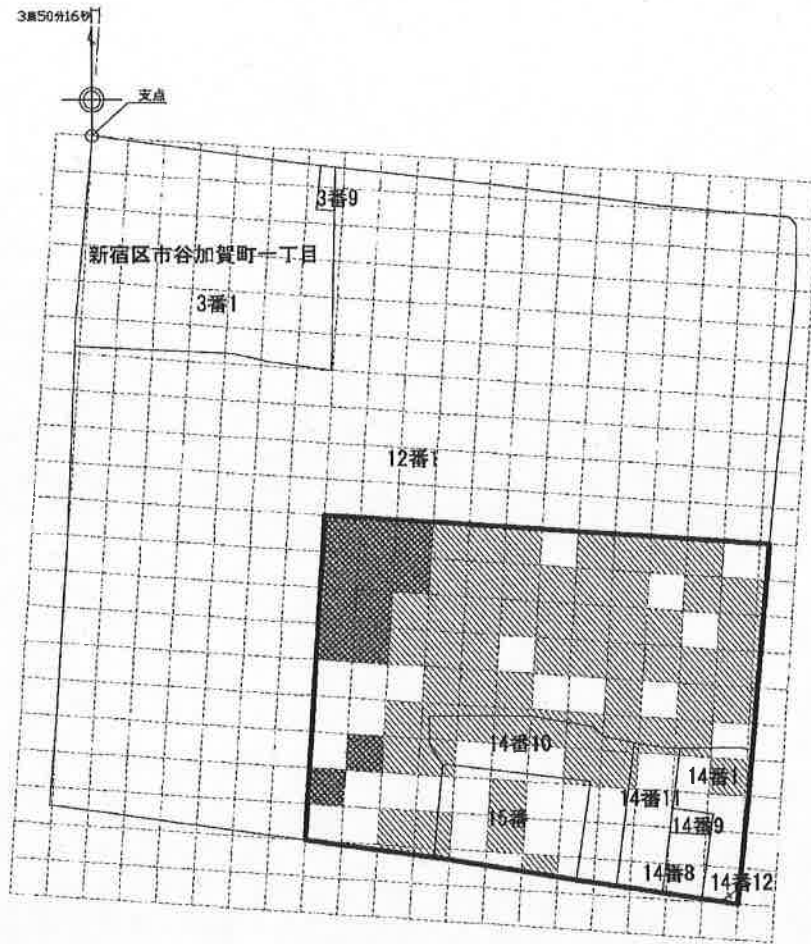
幅員

幅員

幅員

幅員

別図



【支点】
支点は、新宿区市谷加賀町一丁目3番1の最北端とする。

【格子の回転角度 3度50分16秒】
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】
 - - - 単位区画境界線
 ——— 筆境界線
 ——— 調査対象地
 ■■■■ 指定を解除する区域
 ▨▨▨▨ 形質変更時要届出区域

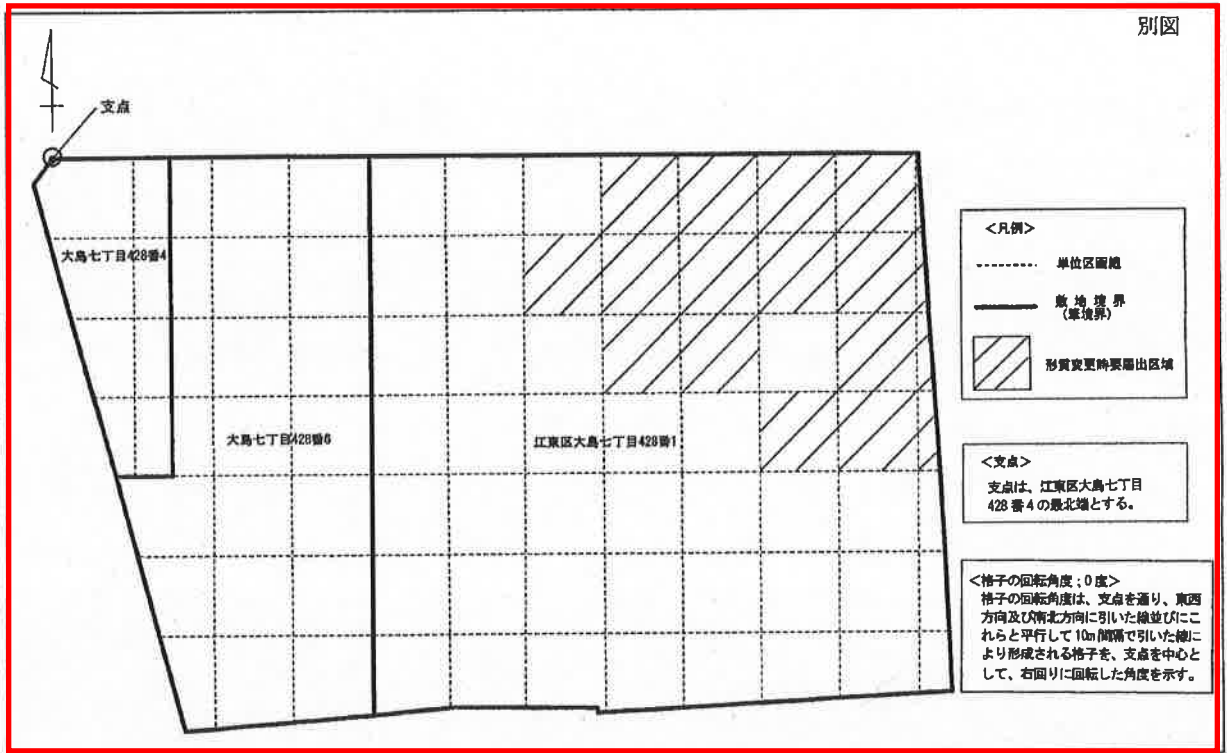
●東京都告示第千四百六十号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしななければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年十月三日

東京都知事 石原 慎太郎

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江東区大島七丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一條第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物



●東京都告示第千四百六十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年十月三日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月三日

東京都知事 石原慎太郎

一 路線名 環状八号

二 変更の区間 練馬区富士見台三丁目三百七番一地先から同所同番二地先まで

三 変更の概要 別図表示のとおり